

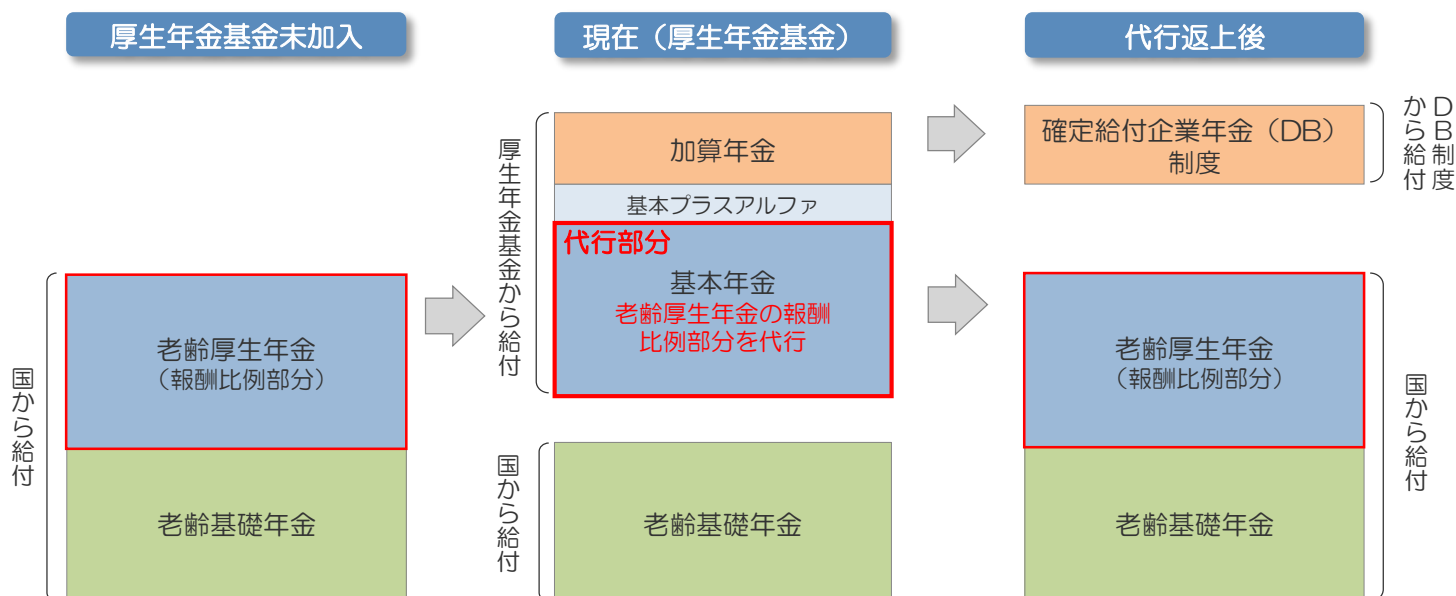
東京都私的病院厚生年金基金 加入員の皆様へ

新制度への移行（代行返上）のお知らせとお願い

【厚生年金基金は新制度へ移行します。同意書のご提出をお願いいたします】

- 厚生年金保険法改正により、厚生年金基金のまま存続するには極めて高いハードルが課せられることとなり、当基金は代行部分を国へ返す「代行返上」を行い、従来の上乗せ給付部分のみで運営する新しい制度（確定給付企業年金制度）へ移行します。
- 新制度への移行には、加入員の皆様のご同意が必要ですのでご協力をお願いいたします。

- 厚生年金基金は、国の厚生年金保険の報酬比例部分を代行（代行部分）するとともに、基金独自の年金（上乗せ部分）をプラスして支給する制度です。この代行部分を国に返上することを「代行返上」といいます。
- 代行返上後は、これまで当基金からお支払いしていた代行部分は国から支給されることとなりますが、代行返上により国の年金額が減ることはありません。
- 代行返上と同時に確定給付企業年金（DB）基金を設立し、加算部分からの給付はDB制度へ引き継がれますが、制度移行に合わせ、加算部分の制度変更を実施予定です（次頁ご参照）。
- 加算部分の掛金は、これまで同様、新制度移行後も事業主様の全額負担です。



1. 新制度について

●基本的に現行の加算部分の掛金・給付設計を継続しますが、制度移行に合わせ以下のような変更を行います。

- 全額事業主負担による、「老後の所得補償を確保する仕組み」は継続されますが、追加掛金発生要因抑制、財政安定化のため、以下のような制度変更(給付減額)を行います。なお、60歳以上の方には経過措置があります(次頁ご参照)。
 - ✓ 見込まれる運用収益低下に伴う掛金増加を抑制するため年金給付利率の引下げ(2.5%→2.0%)・利息クレジットの率の上下限の引下げ、基本プラスアルファの廃止を実施。
 - ✓ 「終身年金」を廃止し確定年金(支給期間の選択制あり)へ変更。加入員のライフスタイルに合わせ、支給期間(5年・10年・15年・20年)は各受給者の選択方式とします(次頁ご参照)。
- 現行のキャッシュバランスプランを継続します。加入員は、各人の仮想個人勘定残高をそのまま移行し、過去分を保障します(次頁ご参照)。
- 昨今の経済市況に比べ高い運用目標である予定利率を5.5%→2.0%に引下げ、積立不足発生リスクを抑制し、財政の安定化を図ります。

※受給権者(既に年金を受給されている方・年金受給待期者)
→厚生年金基金の給付体系・給付額を継続します。

(1)新制度の概要

	現行	移行後
		※赤字部分は法令上の給付減額変更に該当
加入者の範囲	厚生年金保険被保険者(70歳未満)	変更なし
基本プラスアルファ分	7.7/1,000上乘せなど	廃止
基準給与	厚生年金保険法第20条の標準報酬月額	毎年9/1時点の標準報酬月額を1年間使用
ポイント付与率	標準報酬月額×1.3%	変更なし
利息クレジットの率(加入中)	10年国債10年平均利回りで 財政再計算時に見直す 上限利率:5.5% 下限利率:2.0%	10年国債応募者利回りの5年平均と 1年平均のいずれか低い率 (1年毎に見直し) 上限利率:4.0% 下限利率:0.0%
据置乗率(待期中)	2.0%(固定)	変更なし
年金給付率(受給中)	2.5%(固定)	2.0%(固定)
年金受給資格	加入期間10年以上	加入期間10年以上 (65歳以上資格喪失者は、65歳到達時点の 加入期間が10年以上)
一時金受給資格	加入期間3年以上 10年未満	変更なし (65歳到達は1ヵ月以上)
年金支給期間	15年保証付終身	確定年金(終身廃止) (5・10・15・20年から選択)
支給開始年齢	65歳(性別・生年月日による年齢) 但し、60歳以上で加入員の場合は 支給停止	一律65歳 但し、50歳以上の退職脱退者は 退職時支給開始が選択可

(2)60歳以上の加入員の経過措置

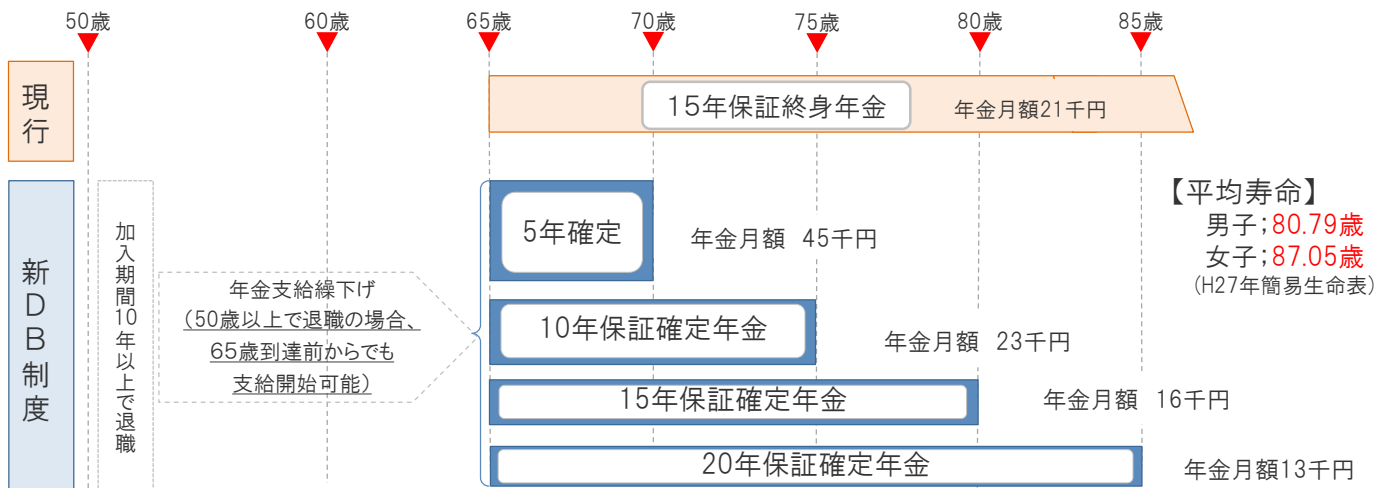
- 「60歳未満の加入員」の皆様は、過去期間分を含め新制度へ移行しますが、「60歳以上の加入員」の皆様については、代行返上前の期間は、以下のとおり現行の給付(終身年金等)を保障する経過措置を設けます。

	加算部分の取扱い
①加入10年以上 <small>(国の年金の受給権なしかつ ※特例年齢未満の方は②へ)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・代行返上までの期間について現行の加算年金(15年保証終身年金)を支給 ・代行返上後の期間は新規加入扱いとし、DB制度の加入期間に応じた仮想個人勘定残高に基づく給付を別途行う ⇒ 将来分の終身年金廃止、給付利率の引下げ等(減額)
②加入10年未満	<ul style="list-style-type: none"> ・代行返上時の仮想個人勘定残高を承継・加入期間を通算し、DB基金の年金または脱退一時金を支給 ・65歳到達時点で加入期間10年未満の者は、資格喪失時点の加入期間が10年以上であっても、法令上脱退一時金の支給対象となる。(DB法令上、代行返上後の加入期間を含め10年以上となっても年金の受取はできません) ⇒ 終身年金廃止、給付利率・据置利率引下げ、年金支給要件の変更による減額

※特例年齢 ; 平成29年5月1日時点で、男子;62歳、女子;60歳

(3)支給開始時期・支給期間を選択方式へ

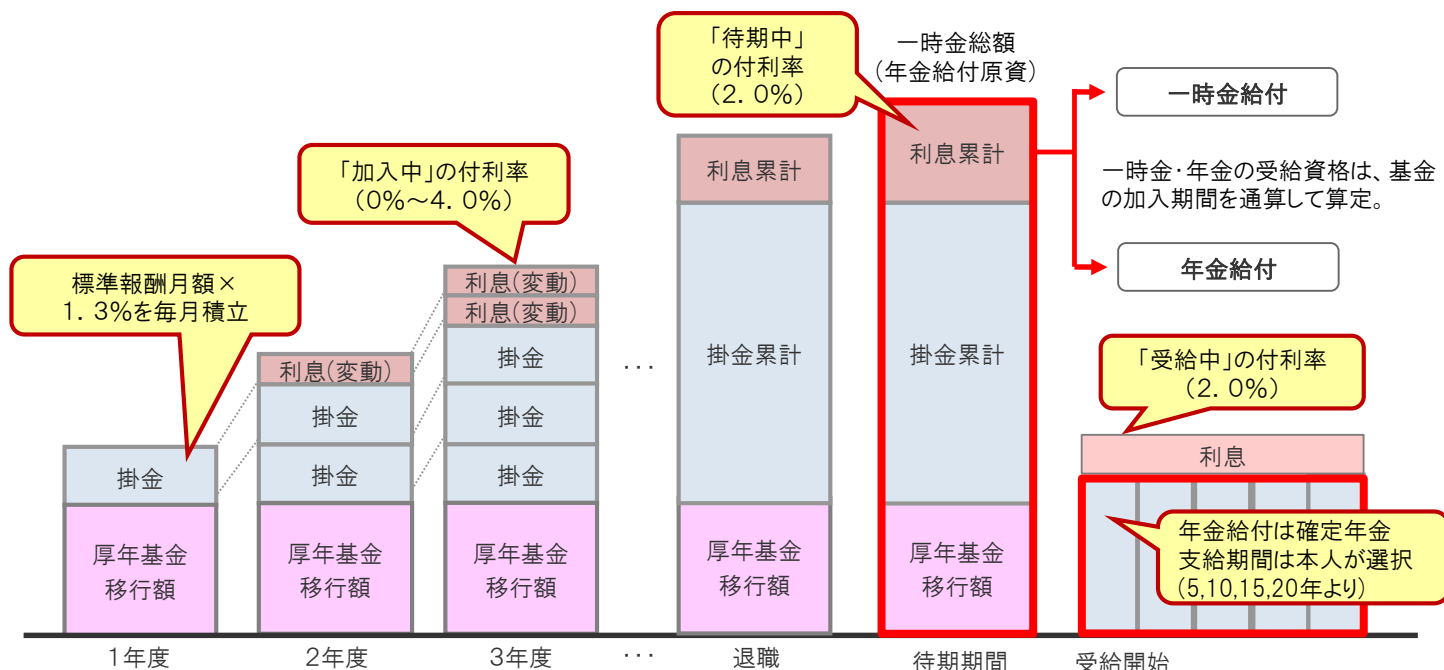
《給付モデルの前提》 移行時点で40歳(20歳加入・女性・20年加入)
 ・代行返上後60歳退職、平均標準報酬35万円、一時金モデル254万円
 ・利息クレジットの率は入社～代行返上2.0%、代行返上後0.4%で算定



※ 保証期間内に死亡した場合は、未支給期間相当の額を一時金で遺族に支給します。

(4)キャッシュバランスプランの仕組み

加入中(加入から退職までの期間)	待期中	受給中
------------------	-----	-----



2. 今後のスケジュール(予定)

今後の過去返上・DB基金設立へ向けた手続き

平成27年10月 1日	将来返上認可取得
平成28年9月	代議員会 DB基金制度の掛金率確定
平成28年10月	事業主・加入員(労働組合)向け過去返上、DB基金設立についての説明会
平成28年10月 ～12月15日	事業主、加入員、労働組合の同意書の提出
平成28年12月下旬	同意書等の取りまとめ認可申請書作成
平成29年1月	記録整備の仮完了
平成29年2月	代議員会 過去返上・DB基金設立の議決、DB基金設立認可申請
平成29年5月	過去返上・DB基金設立認可取得

3. 同意書ご提出のお願い

➤ 代行返上を実施し、新制度に移行するためには、事業主・加入員・労働組合の皆様から同意をいただく必要がございます。

➤ 加入員の皆様には、

①過去返上（厚生年金基金が確定給付企業年金に移行すること）に係る同意

②給付減額（制度変更に伴い一部給付が下がること）に係る同意

について、同意書へのご署名・ご捺印をお願いいたします。

「同意書」につきましても、事業主様に取りまとめをお願いしておりますので、ご協力方重ねてお願い申し上げます。

東京都私的病院厚生年金基金

〒113-0034 東京都文京区湯島3-13-8 湯島不二ビル8階

電話番号 03-3833-7451 FAX番号 03-3833-7453

ホームページ; <http://www.shitekibyoinkikin.or.jp/>